

## 第 62 回財務省 NGO 協議会質問書

### 議題 3：栄養改善について

提案者：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、大野容子

#### <背景>

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン、日本リザルツ、栄養不良対策行動ネットワークの 4 団体は、これまで日本政府や国際機関に対して栄養改善に関するアドボカシーを協働で実施してきました。「国際母子栄養改善議員連盟」が設立され、日本政府の様々な政策文書にも栄養改善が言及されるなど、栄養改善への期待が高まっています。伊勢・志摩 G7 サミットの成果文書における栄養への言及や、来る TICAD VI ではアフリカ側からも栄養改善に対する強い要望があったこと等を踏まえ、日本政府としての今後栄養改善への具体的な取り組み・支援の実施について、特に「栄養への取り組み拡充（Scaling Up Nutrition : SUN）」に対する支援について、以下を質問させていただきます。

#### <質問>

- ①SUN 信託基金（2,000 万ドル）の現在までの用途・使用状況を教えてくださいませんか。
- ②G7 伊勢・志摩サミット成果文書「食料安全保障と栄養に関する G7 行動ビジョン」でも SUN が言及されていることを市民社会として歓迎しています。G7 サミットの成果を受けて、今後の更なる支援の予定がありましたら、可能な限り具体的にご教示いただけますでしょうか。
- ③また、TICAD のナイロビ宣言／Implementation Measures 案では、栄養に関する記述がなされると伺っています。TICAD に向けて、SUN 信託基金への拠出を含め、日本政府として具体的な栄養支援の予定がありましたら、ご教示いただけますでしょうか。

### 議題 4：G7 サミットを受けて租税回避の取組みについて

提案者：グローバル連帯税フォーラム（g-tax）田中徹二

#### 1、6 月 30 日～7 月 1 日京都で開催される OECD 租税委員会拡大会合について

①「パナマ文書」公表で日本と世界とでたいへんな驚きと関心をもたらした課題ですので、財務省として正直な納税者たる市民に対して OECD 租税委員会拡大会合（以下、拡大会合）に関する報告会を事前または事後に開催してください。

②拡大会合の主要議題の一つが、「国際的な課税逃れ阻止へ対策徹底として非協力ブラックリストの作成準備」（4 月 G20 財務相・中央銀行総裁会議での要請）にあるようです。そこで、このブラックリスト方式はかつて 2009 年グローバルフォーラムが作成し公表してきた経緯がありますが、今回の予定されているブラックリスト方式は前回との違いは何であり、なぜあらためて必要なのかを説明ください。

#### 2、金融口座情報の自動交換制度について

\*①金融口座の自動情報交換が 2017-2018 年からはじまる予定で、現在 100 か国程度がこれに参加しようとしています。とくにひとつのビルに十万社ものペーパー・カンパニーが登記しているタックスヘイブン国・地域での、例えばケイマン諸島などの税務当局の情報調査・収集能力について十分あると考えているのでしょうか（ちなみに世界第 6 位の金融センターであるケイマン諸島では政府機能が 5 階建てのビルにすっぽりと収まる程度のキャパシティしかないが）。

②今日先進国内のタックスヘイブンとして米国のデラウェア州などがありますが、ここが今後より大きな抜け穴になるとして問題視されています。米国に対してどのように自動交換制度への参加を図る予定でしょうか。

### 3、開発途上国を含む広範な国々が参加できる国際的枠組みの構築について

日本の政府税制調査会も述べているように、タックスヘイブン・租税回避で最大の被害を受けるのは開発途上国です。現在この問題は G20 と OECD が先導しこれに関心を持つ途上国の参加をもって取り組まれています。これを国連規模の途上国を含む広範な国々が参加できる国際的枠組みへと発展させるべきではないでしょうか。そうでなければ G20/OECD+アルファ諸国から漏れた国・地域が「腐敗、脱税、テロリストへの資金供与及び資金洗浄」（G7 伊勢志摩サミット首脳宣言）の場になっていくからです。

### 3、内部告発に依拠しない実質的所有者の透明性の確保について

①G20 は「実質的所有者情報の透明性」を求めています（4 月 G20 財務相・中央銀行総裁会合）、ペーパーカンパニーの作成（タックスプランニングの設計）の元は銀行等金融機関であり、会計・法律事務所等であるので、まずこれらの入口を規制することにより実質的所有者を特定していくべきではないでしょうか。

②日本では、国外財産調書の未提出者が対象者の約 90%と推定されますが、これへの対策につき数値目標を含めどのように考えていますでしょうか。

### 議題 5：モザンビークの債務問題と円借款の供与方針について

提案者：日本国際ボランティアセンター 高橋清貴・渡辺直子、アフリカ日本協議会 津山直子・船田クラークセンさやか

#### 1. 質問書の背景（前回のふり返り）

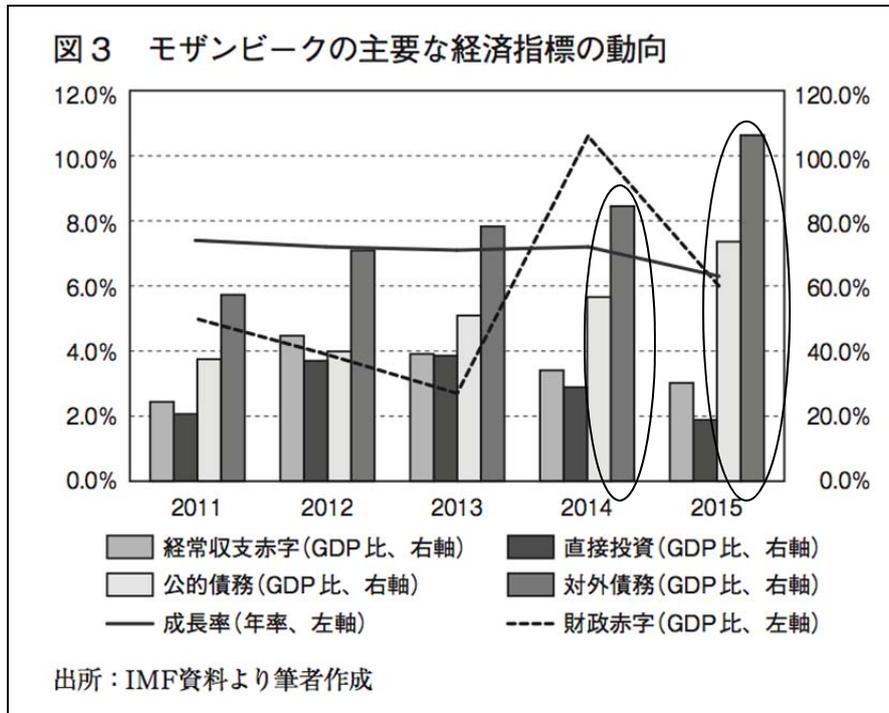
2016 年 3 月 15 日に開催された第 61 回財務省 NGO 定期協議会では、NGO 側議題として「アフリカの債務持続性に関する財務省の方針について」が設定された<sup>1</sup>。日本をはじめとする各国ドナーや国際機関が一旦帳消しした債務が、サハラ以南アフリカ諸国で再び積み増ししている現状を踏まえ、日本政府

<sup>1</sup> <http://www.jacsos.org/sdap/mof/gijiroku61-70.htm>

や財務省の見解を求めた。その後、第 61 回で事例として扱ったモザンビークの債務について新たな状況が明らかになったため、これと前回の議論を踏まえて、あらためて円借款供与方針におけるリスク予防やガバナンスとの関係等について議論を深めたい。

## 2. 本議題の背景

### 2-1. 急増するモザンビークの債務（データ）<sup>2</sup>



### 2-2. モザンビークへの円借款の基礎情報

#### (1) 債務帳消しと円借款の供与（2006年度～2015年度）

モザンビークは、2005年12月にCP達成国となり、2006年度に日本政府は70.89億円の円借款を免除するとともに、同年度に円借款を再開した。その後、日本政府は、2015年度までに累積で **704.26億円** を供与している。

年度	額（億円）	案件名
2005年	—	
2006年	32.82	マンディンバーリシガ間道路改善事業（債務免除 70.89億円）
2007年	—	
2008年	—	
2009年	59.78	ナンプラークアンバ間道路改善事業
2010年	—	
2011年	—	
2012年	78.89	ナカラ港開発事業（I）
2013年	240.42	マンディンバーリシガ間道路改善事業（67億73） マプト・ガス複合式火力発電所整備事業（172億6,900万円）
2014年	—	
2015年	292.35	ナカラ港開発事業（II）
合計	704.26	

作成：筆者

<sup>2</sup> [https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/reference\\_ja/2016/05/48351/20160523\\_SeriesMacro.pdf](https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/reference_ja/2016/05/48351/20160523_SeriesMacro.pdf)

## (2) 円借款再開への外務省による説明

### 外務省国別データ（2013年度）

モザンビークに対する経済協力は、1975年の災害緊急援助に始まり、1992年の内戦終結後、同国の経済発展を促進する観点から無償資金協力及び技術協力を中心に援助を実施してきた。2006年には同国に対して初めての円借款を供与し、その後は、無償資金協力と技術協力、円借款を効果的に組み合わせる積極的な支援を実施し、モザンビークの社会経済開発に大きく寄与している。

## (3) 2015年度の最大の円借款供与時のJICAの説明

これまでに最も多い額の円借款を供与した2015年6月には、JICAは次のような説明を掲載している<sup>3</sup>。

ナカラ港は、貨物取扱量及びコンテナ取扱量において同国3位ですが、水深が14mあるアフリカ南東部随一の天然の良港であり、約4,500万人の人口を擁するナカラ回廊地域のゲートウェイとして関心を集めています。（中略）同地域は、近年、原料炭、天然ガス等の鉱物資源が発見され、高い農業ポテンシャルがあるだけでなく、経済活動が活発化している中、貨物量も大幅に増加しており、2030年には現在の10倍となることが予想されています。この貨物量の大幅な増加に対応するためには、老朽化した現行の港湾施設の改修と、港湾荷役の効率性の向上が急務となっています。

（中略）本事業については、第1期（2013年3月承諾、78億8,900万円）の円借款を供与済みであり、今次円借款は第2期の供与となります。本借款資金は、北側埠頭改修、泊地浚渫、コンテナヤードの舗装等に係る土木工事、ガントリークレーン等港湾荷役機材の調達及びコンサルティング・サービス（入札補助、施工監理、環境モニタリング等）費用等に充当されます。

## 2-3. モザンビークをめぐる近年の状況の変化

モザンビークは、外務省・JICAの説明に反して、近年以下のような状況に直面している。

### (1) ガバナンスの悪化

2010年～	選挙法改正、分権化を目指した憲法改正をめぐる議論
2011年1月	テテ州モアティゼ郡カテンベ住民、Vale社に対する抗議、鉄道封鎖
2012年10月～	選挙法改正・選管の構成をめぐる政府フレリモと野党レナモの争い
2013年4月～	政府（軍・警察）とレナモ間の武力衝突開始
11月	地方選挙レナモボイコット、フレリモ苦戦（MDM勝利：ナツラ・ケル市）
2014年4月	選挙法改正
2014年10月	和平合意（17ヶ月の武力衝突後） 第5回大統領・議会選挙
12月	レナモ自治州構想案表明（勝利地域、中部・北部の自治構想）
2015年1月	レナモ・スポークスパーソン拘束、後解放 レナモ・政府軍が和平合意に反して軍事行動準備をしていると主張（実際、3ヶ所で特殊部隊集結が確認される） ニュッシン政権発足
2015年3月	シスタック教授（憲法学者）暗殺（現行憲法下での地方自治の可能性を指摘。現在も事件解明せず）
7月	テテ州モアティゼ郡 Ncondedzi（Ndande）で政府治安維持特殊部隊とレナモ間の軍事衝突発生 Ndande住民が国境を越えて避難開始（政府部隊によるレイプ・焼き討ち等）
8月	新聞創設者・主筆暗殺
9月	マニカ州で二度のレナモ党首襲撃事件、レナモ報復可能性表明
10月	政府軍 Ncondedzi 再襲撃 政府機動隊によるレナモ党首宅襲撃

<sup>3</sup> [http://www.jica.go.jp/press/2015/20150612\\_01.html](http://www.jica.go.jp/press/2015/20150612_01.html)

11月	ソファラ州 Gorongoza（レナモ党首が隠れているとされる場所）で衝突、避難民発生
2016年1月	UNHCR マラウィへの避難民確認（約4000人）を発表 レナモ事務局長暗殺未遂（護衛者は射殺）
4月	マラウィへの難民10,000人超 Gorongozzaにてモザンビーク軍が5人のレナモ武装グループを殺害
5月	ホセ・マクアネ准教授暗殺未遂事件（Financial Times、国内TV番組等で政府によるHidden debt/マグロ漁船EMATUM問題に対する批判コメントを出していた）

作成：筆者

## (2) 新たに発覚した巨額の債務

2013年8月	国営モザンビーク・マグロ会社EMATUM創設 同国初の外債合計850億ドル（約10兆5700億円）
2014年10月	操業開始発表
2015年7月	返済開始できず S&P 長期個別債務「B」～「B-」
2016年2月	S&P「『選択的債務不履行』に格下げの可能性」
3月	返済期限の延期（債務借り換え）
4月1日	S&P「選択的債務不履行(SD)」
4月3日	政府 14億ドル（2013/14年分）の債務申告漏れ発覚
4月15日	IMF等、主要ドナー 財政支援一時停止
5月23日	Fitch 「B」→「CCC」
現在	政府 申告漏れ債務について調査中

作成：網中<sup>4</sup>

この状況についてJBICは以下のように説明している<sup>5</sup>。

- ・2016年4月1日、格付会社スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）はモザンビークの格付を「SD（Selective Default）」に引き下げた。これは、モザンビーク政府が2016年3月に提案した政府保証債の「債券交換」について、これがデフォルトに相当するとS&Pが判断したためであるが、ここ数年、格付機関からデフォルト格あるいはデフォルトに近いC格を付与されたのは、ギリシャ、キプロス、ウクライナ、アルゼンチンなど一般に経済危機と認識されていた国が主であることから、高成長を継続するモザンビークのSD格付与は一種のショックともいえるだろう。
- ・2016年4月15日、IMFはモザンビーク政府に10億ドル超の債務の報告漏れがあることを発表した。詳細は、今後のモザンビーク政府からの報告などに拠ることとなるが、10億ドル超という多額の政府保証債務が加わり、モザンビークの債務負担は一層重いものとなる一方、IMFとのSCFからの資金引出しや世銀など他のドナー支援にもネガティブな影響が生じることにより、国際収支や財政へのプレッシャーが大きくなることが見込まれる。5月1日にはフィッチが本債務の報告漏れを受け、格付を「B」から「CCC」に引き下げた。モザンビーク政府は早急に債務の報告漏れ問題の全容を明らかにし、国際金融界からの信用を取り戻すとともに、足元の厳しい経済状況を踏まえ、適切なマクロ経済政策や国営企業に対する債務保証の管理が求められる。

## 3. 質問

<sup>4</sup> 網中昭世（ジェトロ・アジア経済研究所 地域研究センター アフリカ研究グループ）「ジェトロ・アジア経済研究所連続専門講座 TICADVの機会にアフリカ開発を考える コース5 モザンビークにおける平和構築再考」配布資料より抜粋

<sup>5</sup> [http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/reference\\_ja/2016/05/48351/20160523\\_SeriesMacro.pdf](http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/reference_ja/2016/05/48351/20160523_SeriesMacro.pdf)

以上の歴史的経緯と現状などの背景を踏まえ、以下について質問いたします。

(1) 第 61 回の協議において、NGO 側より全面的な債務帳消しに至ったアフリカ諸国への円借款供与の問題を踏まえた質問を致しました。議論を深めるために、次の点についてお教え下さい。

- ① 全世界における日本の債務放棄総額は 2 兆 1651 億円に上っているとされていますが、アフリカ諸国への債務放棄総額をお教え下さい。
- ② この債務放棄に至った原因について、財務省としてどのように分析・総括したか、具体的にお教え下さい。
- ③ また、前回協議の際、財務省からは円借款における債務持続性について「2000 年頃にいろいろな話があって、学んできた話。そこは当然の前提」との説明がありましたが、事前質問は「アフリカにおける債務持続性に関する財務省の方針を具体的に示してほしい」というものでした。そこで、今回こそ前回質問へのご回答をお願い致します。
- ④ 以上の対アフリカ円借款の全面放棄に関する総括、貴省としての債務持続性についての具体的な方針を踏まえ、2005 年以降再開された円借款をアフリカ諸国に供与するに当たって具体的に配慮している点について共有をお願いします。

(2) 第 61 回の協議において、日本の官民がアフリカの重点国としているモザンビークの懸念される現状について NGO 側から報告を行いました。これに対して、財務省からは IMF の 1 月の最新報告のなかで「中リスク」になっており「債務レベルそのものはモザンビーク政府の管理可能なレベルにあると考えている」との説明がなされました。また、財務省として外務省や JICA に確認しているので大丈夫との趣旨の補足がありました。しかし、これらの日本の機関と対話をしてきた経験、さらにモザンビークの状況を現地市民社会や研究機関とともに間近でウォッチしてきた立場からは、同国の状況はより危機的で深刻なものであると考え、問題提起を行いました。その後、懸念した通りの事態が露呈しています（詳細：上記 3-2. (2)）。

- ① 財務省としてのリスク分析にあたっての参考としている情報の妥当性についてのご見解をお教え下さい。
- ② また、状況の変化を踏まえて、財務省としてのご見解をお示しください。
- ③ 日本政府は、モザンビークに対して累積約 704 億円の円借款を行っていますが、この返済予定、その持続性に関する妥当性に対する見解をお示しください。

(3) TICAD VI を向かえるにあたって、債務帳消し以降、2015 年度までにアフリカ地域に供与された円借款額についてのデータの共有をお願いいたします。

## 議題 6：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業（IDA、IBRD、MIGA、ADB）に関する世界銀行・アジア開発銀行の今後の関与について

議題提案者：メコン・ウォッチ 東智美・木口由香

背景：

世界銀行及びアジア開発銀行（ADB）が「持続的な水力発電開発のモデル」として支援してきたラオスのナムトゥン2水力発電事業では、「社会環境面に関する国際的な専門家パネル（International Environmental and Social Panel of Experts: PoE）」によって、数回にわたり生計回復プログラムの課題が指摘されている。また、世銀・ADBは、同事業の歳入はラオスの貧困削減に貢献すると説明してきたが、ラオス政府は同事業の財務表や会計監査報告書を公開しておらず、実施企業も歳入の数字を公開していないことから、同事業がどのようにラオスの貧困削減に貢献しているのかは不透明である。

同事業については、2005 年の世銀・ADB の支援決定前から、財務省と NGO の間で議論が行われてきた。両行の支援決定を受けて 2005 年 4 月 12 日に開催された財務省・NGO 定期協議の特別セッション

(※1)における財務省からの説明によると、同事業への支援を決定した世銀の理事会では、日本理事より、公的支出管理や環境社会配慮についての適切な実施と現地住民との有意義な対話の継続について問題提起がなされ、そうした点が確保されることについて世銀の事務局が確約したことが、日本政府が同事業への世銀の支援に賛同した根拠として挙げられている。さらに、「世銀は（同事業がラオス政府に移譲されるまでの）25年間レバレッジをもって見ていくのか」とのNGO側からの質問に対し、財務省国際局参事官（当時）は「そう理解している」と答えている。

一方、両行の支援決定から10年、ダムの操業から5年が経過した2015年10月、PoEの報告書(※2)では、「(コンセッション契約のなかに規定されている)『移転の目標と規定 Objectives and Provisions』のかなりの部分が十分に達成されていないため、移転実施期間(the Resettlement Implementation Period: RIP)を2017年末まで2年間延長することを推奨する」(同報告書、p.2)との提言がなされている。この報告書を受けて、世銀は声明文(※3)を発表しているが、同声明のなかでは、PoEによるRIPの2年間延長に関する提言に触れながらも、その提言に対する世銀の評価は明言されていない。

同事業への支援決定に先駆けて、2005年3月に世銀が作成したテクニカル・ブリーフ(※4)では、同事業の操業後も、歳入管理報告書(毎年)、コンサルテーション報告書(毎年)、公共歳出レビュー(2年毎)、公共歳出追跡調査(2年毎)、監査ピアレビュー(3年毎)が同事業のファイナンス・パートナーとの年次コンサルテーションに提示されるとしている。しかし、第60回財務省NGO定期協議(2015年12月22日)の議論では、「収入や支出の透明性については、世銀も問題だと認識しており、今後、透明性の確保をラオス政府に引き続き求める必要があると聞いている」とのことだった。

質問：

1. PoEによる移転実施期間延長の提言について、世銀・ADBを通じて同事業を支援してきた日本政府としてはどのように評価しているのか。また、この提言を受けて、世銀・ADBとしてはどのような対応を取ってきたか、もしくは取るつもりか。その世銀・ADBの対応について、日本政府としてどのような見解を持っているのか、お聞かせいただきたい。
2. 世銀も財務省も同事業の歳入・歳出管理の透明性について問題を認識しているとのだが、2005年のテクニカル・ブリーフで説明されていた同事業の歳入・歳出管理のモニタリングの枠組み(歳入管理報告書、コンサルテーション、公共歳出レビュー、公共歳出追跡調査、監査ピアレビューの作成と世銀を含むパートナーへの共有)は実施されているのか。実施されているとしたら、モニタリングのなかで明らかにされる歳入・歳出管理の状況について、同事業を通じた歳入・歳出管理の改善を主張してきた世銀・ADBとしては、説明責任を果たすべきだと考えるが、財務省の見解はどうか。また、モニタリングの枠組みが機能していないとしたら、世銀・ADB及び日本政府としては、どのような対応を取ってきたのか、お聞かせいただきたい。

(※1)「財務省・NGO定期協議 特別セッション議事録：ラオス・ナムトゥン2ダムへの世界銀行及びアジア開発銀行の支援決定について(2005年4月12日)」

<http://www.jacsces.org/sdap/mof/gijiroku/mof28.pdf.pdf>

(※2) Nam Theun 2 Power Company. *Twenty-Fourth Report of the International Social and Environmental Panel of Experts*. 23 October 2015. (2016年6月9日閲覧)

<http://namtheun2.com/images/stories/poe/poe24.pdf>

(※3) The World Bank. *Statement on the Release of the NT2 Panel of Experts 24th Report*. (2016年6月9日閲覧)

<http://www.worldbank.org/en/news/press-release/2015/11/05/statement-on-the-release-of-the-nt2-panel-of-experts-24th-report>

(※4) The World Bank. *Technical Brief: Revenue and Expenditure Management, Nam Theun 2 Hydroelectric Project*. March 16, 2005. (2016年6月9日閲覧)

[http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2012/02/01/000356161\\_20120201004710/Rendered/PDF/665910WP0P07640f0revenue0management.pdf](http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2012/02/01/000356161_20120201004710/Rendered/PDF/665910WP0P07640f0revenue0management.pdf)

## 議題7：インドネシア・バタン石炭火力発電事業に対する JBIC の融資決定と環境社会配慮ガイドラインの運用について

提案者：気候ネットワーク 鈴木康子／国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

### (背景)

2016年6月3日、インドネシア・中ジャワ州バタン石炭火力発電事業（J-POWER、伊藤忠商事が出資）に対し、国際協力銀行（JBIC）が融資を決定したことは、5年間、同事業に反対し続けている地元住民の声、また、同事業に伴う深刻な人権侵害や環境社会・気候変動への影響を指摘してきた国内外の市民社会の声<sup>6</sup>を無視したものであり、大変遺憾なことであった。

また、今回の JBIC の融資決定前には、JBIC 自身が昨年9月末と今年3月初旬に現地でも反対派住民に対して直接ヒアリングを行なったにもかかわらず、かつ、インドネシア国家人権委員会による勧告など第三者からの情報も入手していたにもかかわらず、以下に示すとおり、『環境社会配慮確認のためのガイドライン』（以下、ガイドライン）に係る事実確認が不十分、あるいは、確認の甘い点が見受けられ、今後の JBIC によるモニタリングにおいても環境社会配慮の確認が適切になされるかは多大な疑問を抱かざるを得ない。

### (質問)

1. 同事業について、インドネシア国家人権委員会から事業者に対する勧告書（2016年5月11日付）が新たに出されている。同勧告書のなかでは、今年3月に住民の合意がないまま未収用の農地へのアクセスがフェンスの設置により封鎖され、農民の収穫が妨げられた件<sup>7</sup>について、「事業者とコミュニティーの間で、土地のアクセスと使用について、永久的な合意が形成されるまで、コミュニティーが稲やその他の作物を収穫できるよう、農地へのアクセスを提供すること」が事業者に要請されていた。しかし、JBIC の融資決定前に、事業者による具体的な施策はとられず、少なくとも46名の農民が作物を収穫できないまま経済的被害を被ったばかりでなく、補償対策等にも依然として合意せぬままとなっている。一方、JBIC 自身はこうした事実関係について住民への確認をせぬまま、また、同国家人権委員会に勧告の趣旨等も確認せぬまま、融資決定の判断に至ったと理解している。

<sup>6</sup> 同事業に伴う負の環境・社会・気候影響、そして、人権侵害に鑑み、JBIC が融資を拒否するよう求める要請書（2016年3月31日付「JBIC must Reject Financing for the Batang Coal-fired Power Plant, Central Java, Indonesia」 42カ国230団体署名）など、国際要請書が複数提出されてきた。

<sup>7</sup> バタン現地におけるフェンス設置と農民の状況については、グリーンピース・インドネシアが撮影した右記動画（英語字幕有り）を参照。 <https://youtu.be/0laRB2ywO88>

(1) 上述の状況は3月初旬のJBICの反対派住民に対するヒアリング後に起きていることから、JBICの融資決定前の事実確認が不十分であったと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。また、ガイドラインでは、生計手段を喪失する「対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない」と規定されており、こうした現場の状況は明白なガイドライン違反であることから、JBICは融資決定をするべきではなかったと考えるが、いかがか。

(2) 今後、JBICが融資供与をして同事業が進められる以上、現時点で合意していない住民（下述の漁民も含む）に対しても、ガイドラインで規定されているとおり、「以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できる」よう、「対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられるべきであり、その点もJBICが今後モニタリングすべきと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。また、事業者がこの点を怠った場合には、JBICの融資を停止すべきである」と考えるが、いかがか。

2. 同事業予定地の海域で、今年5月中旬から事業者による掘削作業（地質調査）が始められた件について、事業者が5月2日に地元で事前説明会を開催し、村長や漁民など約20名が参加したと理解している。一方、昨年7月29日に反対派住民がJBICに提出した異議申立書等では、ロバン村2,000名以上の漁民、および、近隣の500名の漁民が被害を受ける恐れを指摘している他、6月4日にはロバン村の漁民を中心とした住民の抗議活動が同掘削作業の現場で行なわれている。こうした状況から、同事業説明会の開催方法・内容（説明会への招待対象者・人数、招待方法等）が適切であったか疑問を抱かざるを得ないと同時に、仮に反対派漁民が適切な方法で説明会に招待されながら参加を拒否していた場合であっても、「社会的合意」形成に問題があると判断されてしかるべき状況と考える。JBICが融資決定前に、同説明会について「適切」で「問題ない」と判断しているとすれば、JBICの事実確認が甘いと言わざるを得ない。

同様に、JBICの環境社会配慮に係る事実確認については、以下のとおり、これまでも不十分、かつ、甘い面が見られた。

- 2013年以降の土地買収過程で複数の人権侵害（脅迫を含む）が地域住民等に対し発生している点について、JBICは警察や国軍による警備がインドネシア政府関係者の指示によるものであり、脅迫の意図はなく、具体的な脅迫事実について認定できないとしてきた。しかし、JBICの実査時に、脅迫等を受けた複数の当該住民へのヒアリングを徹底するなど、十分な事実確認を行なうための時間・体制がとれたはずである。
- 用地買収価格に関する不平等な取り扱いという問題点について、JBICは一律であったという認識を示してきた。しかし、JBICの実査時に、この点についても複数の当該住民へヒアリングするなど、十分な事実確認を行なうための時間・体制がとれたはずである。
- （未収用地への農地アクセスを遮断される以前に）未収用地用の灌漑機能が影響を受けていた点について、JBICは昨年9月、および、今年3月の実査時に現場へ行きながら、正確な状況確認をできずに終わった。JBICを農地に案内するにあたり、事業者の同行を反対派住民が拒否するなど、さまざまな制約があったなかでも、確実に必要な情報をとるための工夫はできたはずである。

このようなJBICの事実確認の方法・内容を鑑みると、今後、地元で問題が発生した場合でも、JBICが（実査を含む）モニタリングで適切に事実確認をできるとは考えられず、改善が必要である。具体的には、モニタリング結果（JBICの所見を含む）を公開するなど、JBICのモニタリングの透明性を高めることで、（JBICの判断が適切であるか否か等について）第三者の意見を積極的に求める／活かせる体制にする、あるいは、実査の時間を十分に確保したり、また、必要に応じて独立コンサル等も利用しなが

ら個別の聞き取りをするなどの改善が可能と考える。財務省のご見解を伺いたい。

## 議題 8：インド・ダリパリ石炭火力発電事業における国際協力銀行（JBIC）の環境社会配慮

議題提案者：「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、田辺有輝

### 背景：

国際協力銀行（JBIC）は、インド・ダリパリ石炭火力発電事業への支援を検討中である。当センターでは、2016年1月に現地調査を行い、2月上旬に「インド・ダリパリ石炭火力発電事業の問題点及びJBIC環境社会配慮ガイドラインの不遵守事項（現地調査報告）」<sup>8</sup>をJBIC及び財務省に提出させて頂いた。JBICに対しては、各項目に関してJBICの確認状況の回答をお願いした。

しかし、4か月が経過した今も回答を頂けていない。JBICによれば、事業者から返答が返って来ない状況とのことである。現地では適切な補償がなく生計手段を喪失している住民が多数おり、約70名の先住民族が事業に反対したことで逮捕されている中、早急な対応が必要である。

### 質問：

1. 事業者からJBICへの返答が遅れている理由を具体的に教えて頂きたい。
2. 現地の発破作業について、2015年9月28日及び2016年5月23日のJBICとNGOの会合にて、発破作業は行われていないし、その必要もないことを事業者と環境当局に確認したとJBICは回答している。しかし、2016年3月30日、オリッサ州高裁は事業者に対して発破作業の一時中止命令を下している（資料参照）。財務省及びJBICは、発破作業の事実をどのように認識しているか。
3. JBICは事業者のNTPCに対して、2007年にパール石炭火力発電事業向けに総額3.8億ドルの協調融資を契約し、2014年にはオーライヤ・ガス火力発電事業のリハビリ事業向けに48億円、クドゥキ石炭火力発電事業向けに2.1億ドルの融資をそれぞれ契約しており、同事業者にすでに多額の融資を行っている。合理的な期間内に返答が返って来ないことや事実と異なる返答が返って来ていることは、同事業者の環境社会配慮体制に極めて深刻なリスクがあると考えますが、財務省の見解を伺いたい。

参考資料：2016年3月30日のオリッサ州高裁の命令

---

<sup>8</sup> <http://sekitan.jp/jbic/2016/01/28/1565>